

社会保険労務士名板管理規程

本規程は、各行政機関に設置されている社労士名板（以下「名板」と称する）の新規登載および維持管理等について定めるものである。

（維持管理）

第1条 名板は、山梨県社会保険労務士会（以下「社労士会」と称する）より要請を受け、各支部が責任をもって維持管理する。

（維持管理担当者）

第2条 各支部は、支部役員改選時において名板維持管理担当者（以下「担当者」と称する）を1名選任し、社労士会に報告する。

（維持管理の方法）

第3条 前条で選任された担当者は、毎年10月に各名板設置行政機関を巡回し、登載可能残余スペースの確認や点検および清掃等を行い、登載可能枚数や点検結果等を速やかに社労士会に報告する。

（名板登載募集）

第4条 名板搭載希望者の募集は、1年に1回7月に行い、名板の搭載は10月までに完了する。希望者は、名板登載申込書に搭載希望行政機関名を記入して社労士会に申し込む。名板の登載は、開業会員および法人の社員に限り申し込むことができる。

（搭載費用）

第5条 登載費用は、希望行政機関1箇所につき、3,500円とする。
尚、引越し等により名板の記載内容に変更が生じた場合は、1枚につき1,000円を徴収する。

（名板の取り付け）

第6条 第4条により申し込みがされた場合、社労士会は速やかに業者に名板を発注し、納品され次第、各支部に連絡する。
尚、名板取り付けの際、支部役員は、新役員の紹介を兼ね、極力行政機関へ同行するものとする。

（登載の順番）

第7条 各行政機関における名板取り付けの際の登載順番は、アイウエオ順とする。

(退会等)

第8条 名板登載会員が、退会、死亡、勤務その他への変更あるいは業務停止処分を受けた場合、事務局は各支部に対して取外し依頼の通知を行い、各支部は速やかに当該会員の名板を取り外す。

取り外した名板は、事務局に返却する。

(維持管理の旅費・日当)

第9条 名板の維持管理の旅費・日当として、行政機関1カ所1回当たり2,000円を支払う。

附則1 この名板管理規程は、平成18年12月8日より施行する。

尚、平成18年12月8日現在行政機関に登載している名板を全部新しい名板に作り替えるため、登載している会員から1枚につき800円の費用を徴収する。

附則2 この名板管理規程は、平成19年12月7日より施行する。

附則3 この名板管理規程は、平成27年8月1日より施行する。(4条、7条、9条)

社 労 士 名 板 点 検 報 告 書

支部

名板管理担当者

点 検 日	平成 年 月 日
名板の状況（破損等）	
その他	

各支部の名板維持管理担当者は、社労士名板設置行政機関において、社労士名板の点検及び清掃を行った際の名板の状況について社労士会へご報告ください。
なお、異常等、特別の状況がない場合についてもその旨をご提出ください。